

## 新型コロナウイルス感染症5類移行の変更点について

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行することに伴い、4月14日付けの厚生労働省事務連絡で「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について」示されたので、5類移行の変更点を報告する。

	変更前（5類への移行期間）	変更後（5類移行後）
期 間	3月13日から5月7日まで	5月8日から
外出の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性者：発症日を0日目として7日間</li> <li>・濃厚接触者：最終接触日を0日目として5日間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に基づく外出自粛は求められない</li> <li>・外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられる</li> <li>・発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことに注意が必要なことから、発症日を0日目として5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えていただくことが推奨されるとともに、その後も10日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控えていただくことが推奨される</li> <li>・「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められない</li> </ul>
外来医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来医療費の自己負担分を公費支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が指定した治療薬の費用を一定期間公費支援</li> <li>・その他は自己負担</li> </ul>
入院医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政による入院措置・勧告</li> <li>・入院医療費の自己負担分を公費支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政による入院措置、勧告はなくなる</li> <li>・入院医療費の一部を一定期間公費支援</li> </ul>
検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者を発見、隔離するため、有症状者等の検査費用を公費支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査費用の公費支援は終了</li> </ul> <p>※高齢者施設等のクラスター対策は支援継続</p>
マスクの着用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の主体的な選択を尊重</li> <li>・マスクの着用が効果的な場面等を周知</li> </ul>	変更なし
今後も続けるべき感染防止の5つの基本【新規】		<ol style="list-style-type: none"> <li>① 3密の回避と換気</li> <li>② 手洗い</li> <li>③ 適度な運動と食事</li> <li>④ 体調に不安や症状がある場合は無理せず自宅で療養か受診すること</li> <li>⑤ 場面に応じたマスクの着用とせきエチケットの実施</li> </ol>
市の自宅療養者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料支援</li> <li>・医療的支援</li> </ul>	終了

令和5年4月25日  
庁 議 資 料

事 務 連 絡  
令和5年4月25日

部及び課（局・室・館・次）長 各位

総務部長  
田部井 則人

新型コロナウイルス感染症に伴う休暇等の取扱いについて

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行することに伴い、市職員の休暇等の取扱いについては、下記のとおり取り扱うこととしますので、所属職員への周知及び取扱いについてご留意いただきますようお願いいたします。

記

	変更前（5類への移行期間）	変更後（5類移行後）
期 間	3月13日から5月7日まで	5月8日から
休暇等の取扱い	新型コロナウイルス感染拡大に伴う職員の休暇等の取扱いに関する判定表（第18版）に基づき対応	<u>判定表を廃止する。</u> <u>発症日を0日目として、5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えることを推奨する。</u> その後も10日間が経過するまでは、マスク着用を推奨する。これらに伴う休暇については有給休暇又は病気休暇にて対応する。
絶対退庁時間の厳守	絶対退庁時間 20時30分	変更なし
感染防止対策	執務室内及び研修時等のマスク着用は個人の判断に委ねるものとし、窓口対応時や、市民と接する事業においてはマスクを着用するものとする。 石鹼での手洗い、手指消毒、共有物の消毒、換気等、基本的な感染予防策は継続し、手指消毒用アルコールは、個人の感染対策及びエチケットとして継続設置する。	<u>手指消毒用アルコールは撤去する。</u> マスクの着用を含め、石鹼での手洗い、換気等、基本的な感染予防策は個人の判断に委ねる。

体調管理	発熱、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状があるとき（微熱、喉の痛み、咳、鼻水等の症状、ワクチン接種後の副反応時も含む）は所属長へ報告し、所属長から職員課長、職員課労働安全衛生担当及び保健室保健師へ連絡する。	廃止
外出	基本的な感染防止策を徹底する。こうした対応が難しいと判断される場合や発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える。	外出の制限を撤廃
会食	「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗については、制限を設けない。 上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗については、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内で実施する。 マスクの着用は、個人の判断に委ねる。	会食の制限を撤廃し <u>マスクの着用は、個人の判断に委ねる。</u>
抗原検査キットの提供	職員本人が濃厚接触者となった場合や、職員の家族が濃厚接触者となった場合、また、陽性者が発生した同一部署や施設に勤務している職員で感染の不安を感じる場合に抗原検査キットを提供する。	感染が疑われる場合、希望があれば <u>在庫限りにおいて提供する。</u>
パーテーションの設置	窓口用パーテーションは継続設置するが、執務室内のパーテーションは撤去する。	全て撤去
マスク着用の掲示	来庁者のマスク着用は、個人の判断に委ねる内容に、庁舎内の掲示を貼り替える。（例）「マスクを着用してください」→「感染症対策として個人の判断で着用してください」など。	全て撤去

（問い合わせ）職員課人事研修係  
総務課庶務統計係